

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年12月25日(2014.12.25)

【公表番号】特表2013-543862(P2013-543862A)

【公表日】平成25年12月9日(2013.12.9)

【年通号数】公開・登録公報2013-066

【出願番号】特願2013-538324(P2013-538324)

【国際特許分類】

A 6 1 K	38/00	(2006.01)
A 6 1 K	47/04	(2006.01)
A 6 1 K	47/12	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/107	(2006.01)
A 6 1 K	38/28	(2006.01)
A 6 1 P	27/02	(2006.01)
C 0 7 K	7/08	(2006.01)
C 0 7 K	7/06	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	37/02	
A 6 1 K	47/04	
A 6 1 K	47/12	
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	9/107	
A 6 1 K	37/26	
A 6 1 P	27/02	
C 0 7 K	7/08	Z N A
C 0 7 K	7/06	

【手続補正書】

【提出日】平成26年11月6日(2014.11.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

対象体における損傷した眼組織、又は眼の損傷の治癒を加速または促進するための眼科用組成物であって、PKC-インヒビター、又はPKC-アクチベーターを含む眼科用組成物。

【請求項2】

前記損傷が、角膜潰瘍創傷、網膜障害創傷、熱傷、炎症創傷、ドライアイ症候群創傷、黄斑変性創傷、裂傷、外科的切開創傷及び術後癒着創傷から選択される請求項1に記載の眼科用組成物。

【請求項3】

さらに、緩衝剤、保存剤、医薬活性剤、等張性調整剤、粘滑剤、湿潤剤、界面活性剤、可溶化剤、安定化剤、快感強化剤、皮膚軟化剤、pH調整剤、潤滑剤、凝集阻害剤、電荷変換剤、分解性酵素阻害剤、膜浸透増強剤、金属イオン封鎖剤(キレート剤)、血管拡張剤または粘度調整剤を含む請求項1に記載の眼科用組成物。

**【請求項 4】**

前記医薬活性剤が、麻酔剤、収斂剤、降圧薬、抗緑内障剤、神経保護剤、抗アレルギー剤、粘膜分泌促進剤、血管形成抑制剤、抗菌剤、疼痛緩和剤、及び抗炎症剤から選択される請求項 3 に記載の眼科用組成物。

**【請求項 5】**

前記 PKC - インヒビターは、配列番号 1 ~ 11 から選択されるアミノ酸配列を含むポリペプチド、又はそれらの生理的に許容される塩である請求項 1 に記載の眼科用組成物。

**【請求項 6】**

前記ポリペプチドが、N - 末端改変、C - 末端改変、又はその組み合わせを含む請求項 5 に記載の眼科用組成物。

**【請求項 7】**

前記ポリペプチドが、N - アシル化、N - ミリストイル化、又はN - パルミトイル化されている請求項 5 に記載の眼科用組成物。

**【請求項 8】**

前記 PKC - アクチベーターが、インスリンである請求項 1 に記載の眼科用組成物。

**【請求項 9】**

前記インシュリンが、0.001 ~ 100 μg / mL の濃度で存在する請求項 8 に記載の眼科用組成物。

**【請求項 10】**

1 日当たり 1 ~ 10 回の間で投与される請求項 1 に記載の眼科用組成物。

**【請求項 11】**

眼を潤滑するための眼科用組成物であって、PKC - インヒビター、又はPKC - アクチベーターを含む眼科用組成物。

**【請求項 12】**

さらに、緩衝剤、保存剤、医薬活性剤、等張性調整剤、粘滑剤、湿潤剤、界面活性剤、可溶化剤、安定化剤、快感強化剤、皮膚軟化剤、pH 調整剤、潤滑剤、凝集阻害剤、電荷改変剤、分解性酵素阻害剤、膜浸透増強剤、金属イオン封鎖剤（キレート剤）、血管拡張剤または粘度調整剤を含む請求項 11 に記載の眼科用組成物。

**【請求項 13】**

前記医薬活性剤が、麻酔剤、収斂剤、降圧薬、抗緑内障剤、神経保護剤、抗アレルギー剤、粘膜分泌促進剤、血管形成抑制剤、抗菌剤、疼痛緩和剤、及び抗炎症剤から選択される請求項 12 に記載の眼科用組成物。

**【請求項 14】**

前記 PKC - インヒビターは、配列番号 1 ~ 11 から選択されるアミノ酸配列を含むポリペプチド、又はそれらの生理的に許容される塩である請求項 11 に記載の眼科用組成物。

**【請求項 15】**

前記ポリペプチドが、N - アシル化、N - ミリストイル化、又はN - パルミトイル化されている請求項 14 に記載の眼科用組成物。

**【請求項 16】**

前記 PKC - アクチベーターが、インスリンである請求項 11 に記載の眼科用組成物。

。

**【請求項 17】**

前記インシュリンが、0.001 ~ 100 μg / mL の濃度で存在する請求項 16 に記載の眼科用組成物。

**【請求項 18】**

1 日当たり 1 ~ 10 回の間で投与される請求項 11 に記載の眼科用組成物。